

仕 様 書

1 業務名

埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務

2 業務場所

指示書により指示する地区（10カ所程度を予定）

3 業務期間

自：令和7年(2025年) 4月21日

至：令和7年(2025年) 11月28日

4 業務量

指示書により指示する業務量

（工種毎の予定数量は別紙「仕様詳細」のとおり）

5 本市係員

- (1) 本業務実施場所における埋蔵文化財調査を担当する文化財調査員を本市係員とする。
- (2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、調査の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

6 現場代理人

- (1) 現場代理人は、測量作業に従事する測量技師補が兼ねるものとする。
- (2) 現場代理人は、埋蔵文化財調査に精通しているものとする。
- (3) 現場代理人は、本市係員から受けた連絡・注意事項を速やかに掘削作業員等へ伝えること。

7 掘削作業員

- (1) 掘削作業員の構成については、事前に本市係員と打合せを行い、承諾を得なければならないものとする。
- (2) 受託者は、掘削作業員に対して、埋蔵文化財調査の特殊性や重要性を十分認識させ、業務に際しては、万全の注意を払わなければならない。
- (3) 掘削作業員は、現場代理人の指示のもと、人力掘削工に関する一切の作業を行うものとする。
- (4) 現場代理人は、掘削作業員に就業開始前における体操を義務づけ、作業に伴うケガの発生を未然に防ぐよう務めるものとする。

8 業務体制

(1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、委託者からの指示書に基づき、現場代理人及び掘削作業員を速やかに業務実施場所に配置すること。

本市係員 — 現場代理人 — 掘削作業員

(2) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、指示書で指示する作業日において業務実施場所に常駐することを原則とする。

(3) 受託者は、やむを得ぬ理由で現場代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、承諾を得なければならないものとする。

(4) 受託者は、やむを得ぬ理由で掘削作業員を交替する必要がある場合には、書面にて届け出を行い、承諾を得なければならないものとする。

9 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出し、承諾を得なければならない。

なお、(3)には現場代理人と受託者の直接的な雇用関係を証明する書類及び資格証明書の写しを添付すること。ただし、それらに被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む）、生年月日が含まれる場合は、当該箇所にマスキングを施すこと。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、承諾を得ることとする。

(1) 着手届

(2) 現場代理人指定通知書

(3) 現場代理人経歴書

(4) 業務体制表

10 作業日

業務期間内で指示書により指示する日

11 作業時間

9時00分～16時30分

12 業務内容

(1) 測量記録工

ア 試掘坑の位置出し

イ トータルステーションによる試掘坑の形状・位置記録（標高記録含む）

ウ トータルステーションによる試掘坑の土層断面記録（標高記録含む）

エ トータルステーションによる遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）

オ デジタルカメラによる事業地近景、試掘坑掘削状況、試掘坑土層断面、遺

構・遺物の検出状況等の撮影・記録
カ 記録データの処理

(2) 人力掘削工

- ア 試掘坑の人力掘削作業
- イ 遺構・遺物の検出・精査作業

1.3 使用機材等

- (1) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材とする。
- (2) オートレベルは、国土地理院認定の3級以上の機材とする。
- (3) デジタルカメラは、有効画素数1000万画素以上の機材とする。

1.4 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後に業務日誌を作成し、翌開庁日に本市係員の確認を受けること。
- (2) 業務日誌には、業務内容、作業従事者の数、使用機材の数、その他必要と認められる事項を記載すること。
- (3) 業務日誌には、測量図面の概要、写真記録一覧を紙媒体とし、測量記録を紙媒体、デジタルデータとして添付すること。
- (4) 測量図面、写真記録のデジタルデータ、水準測量手簿は、指示書により指示した業務の終了から5日以内に本市係員へ提出すること。
- (5) 月ごとに、当該月分の業務日誌、掘削作業員の出勤を確認できる稼働確認簿の写し、当該月分の業務実績を指示書ごとに記載した業務実績内訳を添付した終了届を遅滞なく提出すること。

1.5 安全対策等

- (1) 業務の履行に際しては、別紙共通仕様書の安全管理並びに法令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努めなければならない。
- (2) 本業務実施中に既存施設等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において復旧すること。

1.6 その他

- (1) 業務の指示は、業務場所、業務日、業務内容を示した指示書により行う。
- (2) 測量作業は、任意座標を基本として、国家基準点や公共基準点を用いるか、それらを用いた近隣の標高成果をもとに記録すること。
- (3) 水準測量は、簡易水準測量以上の精度を求めるものとし、閉合誤差が許容範囲を超える場合は再測すること。
- (4) 測量記録のデータ項目については、本市係員の指示に従うこと。データは、

紙媒体及びCSV形式に変換したデジタルデータを記録メディア（DVD-R・CD-R）で納品すること。

- (5) 測量図面の内容・種類については、本市係員の指示に従うこと。図面は、紙媒体及びDXF形式に変換したデジタルデータを記録メディア（DVD-R・CD-R）で納品すること。
- (6) 写真記録は、紙媒体及びデジタルデータを記録メディア（DVD-R・CD-R）で納品すること。
- (7) 測量記録工に必要な機材・消耗品等はすべて受託者が用意すること。
- (8) 取り上げた遺物は、密閉式のビニール袋に収納し、ビニール袋には、遺跡名、出土試掘坑名、層位、遺物番号、日付等を、黒マジックで記載すること。なお、記載内容については、事前に本市係員と打合せを行うこと。
- (9) 遺物取り上げに要する道具（ビニール袋、はし、竹串等）はすべて受託者が用意すること。
- (10) 本市係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。

仕様詳細

工種／種別／細別	単位	数量	摘要
測量記録工	日	20	測量技師補1人/日（予定）
人力掘削工	人	80	掘削作業員4人/日（予定）

札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財測量記録等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

測量記録等：トータルステーション、カメラによる各種範囲、位置、土層断面等の測量記録、写真記録と、遺構調査等を含む人力掘削のすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動物の骨・種子等をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 受託者は、交通・自然災害、防犯等に関する緊急時の連絡体制を、係員と協議のうえ整備すること。
- (2) バックホウの作業半径内における各種作業は、原則として禁止する。
- (3) 部分的に深い掘削を行う場合は、壁面の崩落等の危険性を常に意識し、開口部への進入や排土等の滑落、従事者の配置等に留意すること。
- (4) 現場代理人は、測量記録や人力掘削に用いる道具等の安全かつ的確な使用方法の周知、整理・整頓を心掛け、安全かつ快適な現場環境の保持に努めること。
- (5) 掘削作業員の安全管理や体調管理は、現場代理人が配慮すること。
- (6) 従事者及び観測機器・車輛等が、第三者やその車輛等の往来を妨げないように配慮すること。
- (7) 業務の実施に際し、従事者及び第三者の安全を確保する必要が認められる場合は、交通誘導警備員やバリケード等の保安施設を配置しなければならない。

2 測量記録業務

- (1) 測量作業は、国家基準点や公共基準点を用いて行うこととし、調査区方眼の設定方法については、係員の指示に従うこと。
- (2) 測量記録については、係員の指示により、各種範囲、位置、土層断面等について、トータルステーションを使用して測量し、三次元データとして記録すること。
- (3) 写真記録については、係員の指示により、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影するものとする。
- (4) 遺物の出土状況を撮影する場合は、遺物に付着した土を除去し、遺物の特徴を明瞭に記録できる状態にする必要があるが、みだりに遺物を取り上げることがないようにしなければならない。
- (5) 測量機材については、その故障等で作業が中断することのないよう留意すること。
- (6) 測量成果は、指定された形式に変換の上、指定された媒体で納品すること。
- (7) 写真記録は、指定された媒体で納品すること。
- (8) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。

3 掘削業務

- (1) 掘削作業員は、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 人力掘削は、係員の指示した深さ、土層まで、土質や土色の変化に注意しながら、排土中に遺物が含まれることがないように、慎重に作業すること。
- (3) 遺構・遺物が発見された場合は、速やかに係員に報告すること。
- (4) 遺構・遺物が発見された場合は、係員の指示に従い、慎重に検出・精査すること。

4 法令の遵守

- (1) 業務の実施に際しては、「文化財保護法」、「測量法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に際しては、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、安全管理及び衛生管理に努めること。
- (3) 作業員の雇用に際しては、「労働基準法」、「雇用保険法」、「労働災害補償保険法」等の関係法令を遵守すること。
- (4) 業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

5 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。

札 文 財 第 号
令和7年(2025年) 月 日

様

札幌市長

指 示 書

業 務 名 埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務

令和7年(2025年) 月 日付契約締結の上記業務について、次のとおり業務の施工を指示します。なお、本書受領後、業務開始までに承諾書を1部提出してください。

調査担当者	文化財調査員	
業務内容	埋蔵文化財試掘調査に伴う測量記録等業務(整理番号)	
施工地区住所		
施工対象面積	約 m ²	
施工期間	令和7年(2025年) 月 日～ 日	
施工内容及び 数量等の予定	測量記録工	日
	人力掘削工	人
その他	上記期間中に、天候等の理由による施工中止日が生じた場合は、月 日に順延する。	

注1 天候等により業務を変更することがあるので、調査担当者との連絡を密にすること。

2 数量については予定量であり、現場の状況により増減が生じる場合がある。